

和光市議会議員行為規範及びハラスメント防止に関する条例（試案）

（目的）

第1条 この条例は、和光市議会議員（以下「議員」という。）が、市民全体の利益のために職務を公正かつ誠実に遂行し、私的利益の関与及び不当な行為を排除し、もって市政に対する市民の信頼を確保するため、議員の行為に関する規範及びハラスメント防止に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行為規範 議員がその職務を行うに当たり、遵守すべき公正、誠実及び透明性に関する行動基準をいう。
- (2) 利益相反行為 議員又はその親族その他特定の関係者が、市の契約、補助、許認可その他市の関与する行為に利害関係を有する場合における、議員の職務上の関与をいう。
- (3) ハラスメント 議員がその地位又は職務上の関係を利用し、他の議員、市の職員又は市民に対し、身体的若しくは精神的な苦痛を与える言動、性的な言動その他の人格を否定し、又は人権を侵害する不当な行為をいう。この場合において、ハラスメントの判断基準となる類型については、規則で定める。
- (4) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (5) 審査会 第9条の規定に基づき議会に設置される和光市議会議員行為規範審査会をいう。

（議員の責務及び誓約）

第3条 議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

2 議員は、前項に規定する職務の遂行に当たり、市民全体の代表者として、地方自治の本旨に従い、公正、誠実及び透明性を確保しなければならない。

3 議員は、その職務の執行に当たり、市民の信頼を損なうような行為をしてはならない。

4 議員は、この条例の趣旨を理解し、これを遵守することを誓約する書面を議長に提出しなければならない。

（行為規範）

第4条 議員は、次に掲げる行為規範を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の利益を優先し、自己又は第三者の利益を図る行為をしてはならないこと。
- (2) 利害関係者からの供応、贈与又は寄附（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）その他法令により認められるものを除く。）を受けてはならないこと。

- (3) 市の契約、補助、許認可その他行政手続において、特定の者に有利又は不利な取扱いをさせるなど、不当な影響を及ぼす行為をしてはならないこと。
- (4) 市職員の人事又は職務執行に対して、不当な介入をしてはならないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民の信頼を損なうおそれのある言動をしてはならないこと。

(利益相反行為の回避)

第5条 議員は、自己、配偶者又は二親等以内の親族が経営に関与する企業（以下「関係企業」という。）が、市の契約等に参加する場合には、利益相反の有無を確認し、不当な疑惑を招かないよう関与を回避しなければならない。

2 前項に規定する「経営に関与する企業」とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

- (1) 議員等が役員又は経営方針の決定に関与する職に就いている企業
- (2) 議員等が資本金その他これに準ずるものの5分の1以上を出資している企業
- (3) 議員等が報酬を定期的に受領している企業

(利益相反行為の回避等)

第5条 議員は、自己、配偶者又は二親等以内の親族が経営に関与する企業（以下「関係企業」という。）が、市の契約その他の事務に関与する場合には、当該関係の内容を適切に把握し、必要に応じて議長に報告するとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 議員は、関係企業が関与する市の契約その他の事務について、審査、決定、監督その他これらに準ずる意思決定過程に関与してはならない。

3 議員は、関係企業の利益を図る目的をもって、市の職員その他関係者に対し、不当な働きかけを行ってはならない。

4 前各項に規定する「経営に関与する企業」とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

- (1) 議員等が役員（地方自治法第92条の2に規定する役員等をいう。以下同じ。）又は経営方針の決定に関与する職に就いている企業
- (2) 議員等が資本金その他これに準ずるものの10分の1以上を出資している企業
- (3) 議員等が報酬を継続的に受領している企業（ただし、実質的に経営方針の決定に関与していないと認められる場合を除く。）

(ハラスメントの禁止)

第6条 議員は、他の議員、市の職員又は市民に対し、その地位又は権限を利用してハラスメントを行ってはならない。

2 議員は、議会活動及び公務の遂行に当たり、相互の人格及び人権を尊重し、健全で安全な活動環境の維持に努めなければならない。

(ハラスメントに係る申出及び調査)

第7条 議員、職員又は市民は、議員によるハラスメントの被害を受け、又はその事実があることを知ったときは、議長に対し、文書によりその旨を申し出ることができる。

2 議長は、前項の規定による申出があったときは、速やかに審査会に付託し、その調査を求めなければならない。

3 審査会は、当該事案について必要な調査を行い、関係者から事情を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

4 審査会は、調査を終えたときは、その結果を報告書としてまとめ、議長に提出しなければならない。

5 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果の要旨を当該申出者及び関係議員に通知し、併せて議会に報告しなければならない。

(市民の責務)

第8条 市民は、議員に対し、その職務の公正を妨げるおそれのある不当な働きかけ、供応その他の行為を行わないよう努めなければならない。

(行為規範審査会の設置)

第9条 議長は、この条例に基づく調査又は審査を行うため、和光市議会議員行為規範審査会を設置する。

2 審査会は、委員5名をもって組織し、次に掲げる者のうちから議長が議会の同意を得て任命する。

(1) 議員 2名

(2) 学識経験を有する者 3名

3 審査会の会議は、原則として公開とする。ただし、和光市議会傍聴規則に準じ、個人情報保護その他必要があると認められる場合は、審査会の決定により非公開とすることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(市民による審査請求及び虚偽請求の禁止)

第10条 市民は、議員に第4条又は第6条の規定に違反する疑いがあるときは、これを証する書類を添え、市民の総数の100分の1以上の者の連署をもって、議長に対し、文書により審査を請求することができる。

2 何人も、特定の議員を陥れる目的、選挙の公正を害する目的その他不当な目的をもって、

虚偽の事実に基づき前項の審査を請求してはならない。

3 議長は、第1項の請求があったときは、当該請求に係る署名の有効性を審査しなければならない。この場合において、議長は、必要に応じて和光市選挙管理委員会に対し、技術的助言又は協力を求めることができる。

4 議長は、請求の手続きに不備があると認めるときは、当該請求を却下するものとする。

(審査対象議員の権利保護)

第11条 審査会は、審査の過程において、審査の対象となっている議員（以下「審査対象議員」という。）に対し、弁明の機会を付与しなければならない。

2 審査対象議員は、審査会に出席して意見を述べ、又は自ら選任した代理人(補佐人)を同席させ、助言を受けることができる。

3 審査対象議員は、審査会に対し、自己に有利な証拠を提出し、又は関係者の出席を求めるよう申し出ることができる。

4 審査会は、審査対象議員の名誉を保護するため必要があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(審査会の調査及び報告)

第12条 審査会は、第10条第3項の規定により適法と認められた審査の請求を受けたときは、速やかに当該事案の調査を開始し、付託を受けた日から起算して60日以内に、結果を報告書としてまとめ、議長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、30日を限度として延長することができる。

(審査結果の通知及び公表の制限)

第13条 議長は、審査会から報告書の提出を受けたときは、速やかにその要旨を請求者及び審査対象議員に通知しなければならない。

2 議長は、審査の結果、違反の事実が認められた場合に限り、その要旨を公表するものとする。

3 審査の結果、違反の事実が認められなかった場合において、議長は、原則として公表を行わない。ただし、既に事案が社会的に広く知れ渡っている場合、又は当該議員から公表の申し出があった場合に限り、名誉回復に必要な範囲で、違反がなかった旨を公表するものとする。

(議会の措置及び名誉回復)

第14条 議会は、審査会の報告を尊重し、審査対象議員がこの条例の規定に違反したと認められるときは、その議決により、次に掲げる措置を講ずることができる。

(1) この条例を遵守させるための勧告

(2) 議員辞職の勧告

2 議長は、審査会の報告により、当該行為が地方自治法（昭和22年法律第67号）第135条第1項に規定する懲罰の事由に該当すると認めるときは、同法及び和光市議会会議規則の定めるところにより、懲罰に関する手続きをとるものとする。

3 議会は、審査の結果、違反の事実が認められなかったときは、当該議員の意向を尊重しつつ、前条第3項ただし書の規定による公表、議長による公式声明の発出その他当該議員の名誉を回復するために必要な措置を講じなければならない。

第14条（措置）

議会は、審査会の報告を尊重し、審査対象議員がこの条例の規定に違反したと認めるときは、その議決により、次に掲げる措置を講ずることができる。

(1) この条例を遵守させるための勧告

(2) 議員辞職の勧告（当該違反の態様が重大であり、議員としての責務を著しく損なうと認められる場合に限る。）（辞職勧告の議決には出席議員の4分の3以上の賛成を要する。）

2 議長は、審査会の報告により、当該行為が地方自治法第135条に規定する懲罰の事由に該当すると認めるときは、同法及び会議規則の定めるところにより、懲罰に関する手続きをとるものとする。

3 議会は、審査の結果、違反の事実が認められなかったときは、当該議員の意向を尊重しつつ、公表の取消し、議長による公式声明の発出その他名誉回復のために必要な措置を講ずるものとする。

（議員の協力義務）

第15条 議員は、審査会の求めに応じ、誠実に資料を提出し、又は出席して説明しなければならない。正当な理由なくこれを拒否したときは、審査会はその旨を報告書に記載するものとする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が議会の議決を経て別に定める。

附 則

（施行期日）1 この条例は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。（経過措置）2 この条例の施行の際、現に議員である者の第3条第4項に規定する誓約書の提出については、この条例の施行の日以後速やかに行うものとする。